

返戻金制度のご案内

職業紹介委託契約 付属書類 PART 1

発行元	合同会社プランニング創 13-ユ-319570	発行日	令和8年6月16日
-----	-------------------------	-----	-----------

弊社との職業紹介委託契約をご締結いただきありがとうございます。本書は、就職者が早期に退職した場合の返戻金制度について、契約締結前にご説明するものです。内容をご確認の上、職業紹介委託契約書とあわせて保管してください。

1. 返戻金の基本ルール

退職時期	返戻率	算定基礎
就業開始後 14日以内	50%	税抜き手数料 × 50%
就業開始後 15日～1ヶ月以内	30%	税抜き手数料 × 30%
就業開始後 1ヶ月超～3ヶ月以内	大手：10% 小規模：0%	大手：税抜き手数料 × 10% 小規模：返戻なし
就業開始後 3ヶ月超	返戻なし	—

【算定例】

理論年収 300万円 → 手数料 150万円（税別）の場合

- ・14日以内の退職 → $150\text{万円} \times 50\% = 750,000\text{円}$ を返戻
- ・1ヶ月以内の退職 → $150\text{万円} \times 30\% = 450,000\text{円}$ を返戻
- ・大手で3ヶ月以内 → $150\text{万円} \times 10\% = 150,000\text{円}$ を返戻

※消費税相当額は返戻の対象外です（税抜き手数料を基準に算定）

※最低保証額が適用された場合は最低保証額を基準に算定します

2. 返戻金の対象外となる場合

以下の場合返戻金の対象外となります

1	在留資格の変更・更新不許可、出入国管理法上の事由等、当社の責に帰さない在留資格問題による離職
2	貴社が就職者に対して、内定後に労働条件通知書記載の条件を著しく不利に変更した場合
3	貴社による住居・受入環境の未整備、日本語サポートの欠如等、受入体制不備に起因する離職
4	貴社によるハラスメント等の違法行為に起因する離職
5	就業開始後 14 日以内の労働条件通知書の不交付（貴社の義務不履行）
6	貴社が当社への手数料の支払いを完了していない場合
7	就業開始後 3 ヶ月を超えた後に申請された場合（申請期限超過）

3. 返戻金の申請手続き（概要）

STEP	タイミング	内容
1	退職判明後 14 日以内	貴社担当者より弊社担当者へメールにて退職の事実をご連絡ください (退職日・退職理由の概要を記載)
2	連絡と同時 または翌営業日	本書 PART 2「返戻金申請書」に必要事項をご記入の上、 メール添付またはご郵送ください
3	申請受領後 弊社にて審査	弊社にて返戻対象・返戻額を確認し、5 営業日以内に結果をご連絡します (追加資料の提出をお願いする場合があります)
4	審査完了後 30 日以内	弊社より貴社ご指定口座へ返戻金を振込にてお支払いします

【申請期限について】

返戻金の申請は、就業開始日から起算して 3 ヶ月以内に行ってください。

期間を過ぎてからの申請はお受けできませんのでご注意ください。

退職が判明した時点で速やかにご連絡いただくことをお勧めします。

【注意事項】

- ・本申請書は返戻金の支払いを保証するものではありません。弊社による審査後にご連絡します。
- ・記載内容が事実と異なる場合、返戻金のお支払いができない場合があります。
- ・ご不明な点は、弊社担当者までお問い合わせください。